

# 令和3年度業務に係る内部質保証の自己点検・評価書

令和5年3月



国立大学法人

**弘前大学**

HIROSAKI UNIVERSITY

## 自己点検・評価の目的

学校教育法第109条及び同法施行令第40条において、次のとおり定められている。

- ・大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・大学は、上記の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた機関による評価を受けるものとする。

また、弘前大学学則第2条においては、次のとおり定められている。

- ・本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- ・本学は、点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

以上のことから、本学が自ら掲げる目標に向けて教育研究活動を行う中で、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた本学における自主的・自律的な質保証への取組（内部質保証）を重視し、「大学評価基準」を基に自己点検・評価を行い、国立大学法人の重要なステークホルダーである学生を中心に絶えず改善・向上に取り組んでいく。

## 自己点検・評価の実施方法・対象

「弘前大学における内部質保証の基本方針」（以下「基本方針」という。）や各組織の「内部質保証に関する自己点検・評価実施要項」等に基づき、推進責任者が責任主体となる組織及び各部局等が責任主体となる組織において、恒常的かつ継続的に自己点検・評価を実施する。

また、これまでの自己点検・評価においては、各組織等が定めた点検項目を基に実施していたところ、令和4年度に実施する自己点検・評価においては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の大学機関別認証評価に係る「大学評価基準」及び大学機関別選択評価に係る「選択評価事項」に沿って、自己点検・評価を進めることとした。

なお、自己点検・評価の実施により、効果的な改善が行われているかを検証し、実施方法の見直しも随時行っていく。

「大学評価基準」：本学該当の6領域、27基準、87分析項目（詳細は別添）  
判定区分「満たしている」「概ね満たしている」「満たしていない」

「選択評価事項」：本学該当の3事項、4趣旨、14基本的な観点（詳細は別添）  
判定区分「良好である」「概ね良好である」「不十分である」

## 根拠規程等

- ・国立大学法人弘前大学における自己評価等について
- ・弘前大学における内部質保証の基本方針
- ・弘前大学における内部質保証に関する自己点検・評価実施要項（令和4年度実施の自己点検・評価においては、基準等のみ適用）
- ・各組織の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 など

## 令和3年度 自己点検・評価の実施状況

各推進責任者及び各部局長等は基本方針等に従い、点検・評価を行い、各部局長等は担当する推進責任者へ報告を行った。推進責任者は、自己点検・評価の結果を受け、本学評価室に報告の上、役員会及び教育研究評議会に附議し、統括責任者へ報告を行った。

なお、点検・評価の結果は全て良好な状態であり、かつ、更なる質保証のための改善すべき点も確認することができた。

点検・評価の詳細は次のとおり。

## 領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

### 【自己点検・評価結果】

基準を全て満たしている

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 学長を委員長とする全学教員人事委員会を定例開催し、令和3年度は162件の教員補充申請を審議・承認し、教員人事を行った。特に若手教員の雇用については、学長のリーダーシップにより、全学教員人事委員会における教員補充申請の審議において、准教授ポストの申請であっても若手助教での雇用の可能性について逐一検討し、可能な場合には助教に切り替えて公募を行うなど、積極的に取り組んだところである。これにより、新たに雇用した教員に占める35歳以下の者の割合が、令和2年度の約46%から令和3年度は約57%まで上昇した。その結果、令和元年度に策定した若手教員採用計画において、令和3年度は16人の若手教員の雇用を予定していたところ、42人を雇用し、年度計画を上回る実績となった。【人事課】
- 部局長ヒアリング、ダイバーシティレポート制度、教員公募面接時の交通費支援、リクルート経費支援制度、基盤整備等スタートアップ経費支援、女性研究代表者共同研究支援、プロモーションメンター制度など、女性教員の応募・採用を促進する取組を実施した。【人事課】

## 領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1	【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること
基準2-2	【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること
基準2-3	【重点評価項目】内部質保証が有効に機能していること
基準2-4	教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること
基準2-5	組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

### 【自己点検・評価結果】

基準を全て満たしている

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 学生が自身のパソコンで学習するBYOD (Bring Your Own Device) の推奨を開始したことに合わせて、全学生の個人パソコンの導入等を支援するため、Microsoft 包括ライセンス等を調達し、学生が在学中に Microsoft Office ソフト (Word、Excel 等) 及びセキュリティソフトを無償で使用可能とする情報環境の提供を開始した。【情報連携統括本部】
- 附属図書館利用者アンケートにて意見のあった附属図書館 HP の使いづらさについて、令和4年3月にリニューアルを行い使いやすさを向上させた。また、貸出冊数・期間を増やし、利用者の利便性を図った。【附属図書館】

### 【改善を要する点・改善事項の経過（予定） など】

- 医学部医学科では、医学教育分野別評価（令和3年度受審）結果を受けて、改善計画を策定し対応している。【医学研究科】
- 第3期中期目標期間における実績報告において、地域社会研究科の定員超過率について分析し、研究科全体として計画的な定員管理を行う必要があることを確認した。令和3年度中には、社会人の入学予定者に対し、在学中に長期履修に切り替えるのではなく入学前に指導教員と相談の上、長期履修申請を行うなど、計画的な履修を促進した。【地域社会研究科】
- 理工学研究科点検評価委員会において、令和3年度の成績評価のデータを基に「秀」「不可」の割合について調査検討を行っている。調査結果については教授会で共有し、適正な成績評価について周知・依頼をしている。また、成績評価の分析については継続的に実施していく予定である。【理工学研究科】

### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1	財務運営が大学等の目的に照らして適切であること
基準3-2	管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること
基準3-3	管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること
基準3-4	教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること
基準3-5	財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること
基準3-6	大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

#### 【自己点検・評価結果】

基準を全て満たしている

#### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 総務・企画部門の更なる業務効率化及び広報・情報部門の機能強化のため、総務部の再編を行い、「総務企画課」「広報・情報戦略課」を設置し、「人事課」を含む3課体制としたほか、広報・情報戦略課に広報に係る学内司令塔機能を有する「広報室」を置き、新たに広報室長（課長補佐級）を配置するとともに、広報物作成に関し卓越した技術を有する職員を室員に抜擢し、全学的な広報物作成等に携わることとしたことにより、広報機能が大きく強化された。【人事課】
- 新型コロナウイルスの感染拡大により業務負担が著しく増加していた保健管理センターの事務業務について、従前の兼務による職員の配置から、能力・意欲を有する再雇用者を専任の係長として配置することとした。これにより、保健管理センター職員の業務負担の軽減及び保健管理センター業務の円滑な運営が図られ、令和3年6月から8月に実施した学生及び教職員並びに近隣大学の構成員など約7,500人の新型コロナワクチン一括接種（職域接種）において、円滑な実施につながった。【人事課】

## 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

### 【自己点検・評価結果】

基準を全て満たしている

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 児童生徒の屋外での活動を支援するため、自己財源により富野町1団地の附属特別支援学校グラウンドの改修（整備範囲：780m<sup>2</sup>）を行い、安全・安心な特別支援教育の基盤を確保するとともに、附属特別支援学校で取り組んでいる「地域における障害者スポーツ拠点の形成」を推進する整備を実施した。

#### 【施設環境部】

- 全国の大学で大型の電子ジャーナル製品の契約を断念しているという状況の中で、附属図書館では製品数を減らすことなく契約点数を維持し、また、契約条件をアップグレードすることにより利用できるタイトルを約810誌追加し、学術情報基盤を強化した。【附属図書館】
- 国際連携本部において、令和2年度に引き続き、「海外協定校からの留学生に対する入学料及び授業料の免除」「チューター制度」「日本文化体験交流事業」「外国人留学生に対する滞在支援金」「外国人留学生寄宿舍奨学金給付制度」などを実施し、外国人留学生が早く大学生活に慣れ、学習や研究が向上するよう支援を行っている。【国際連携本部】

## 領域5 学生の受入に関する基準

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること
基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること
基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

### 【自己点検・評価結果】

基準を全て満たしている

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 教員志望の強い入学者の確保のため、新たに「教員を目指す高校生のためのセミナーin 弘前、八戸、青森」（12月19日、3月5日、3月13日）と、「弘大講義 大学の数学」（弘前会場、3月26日）を開催した。【教育学部】
- 地域共創科学研究科では、入学者確保のため学内及び学外での入試関連の説明会を令和3年度中7回実施し、当該説明会開催の周知及び研究科の広報のため、新聞広告を計6回掲載した。【地域共創科学研究科】

### 【改善を要する点・改善事項の経過（予定） など】

- 「教員を目指す高校生のためのセミナー」の安定的な実施に向けた体制を整える必要がある。【教育学部】

## 領域6 教育課程と学習成果に関する基準

基準6-1	学位授与方針が具体的かつ明確であること
基準6-2	教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
基準6-3	教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
基準6-4	学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
基準6-5	学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
基準6-6	教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること
基準6-7	大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること
基準6-8	大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

### 【自己点検・評価結果】

基準を全て満たしている

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 青森県地域の人材等を起用した実践型授業を実施しており、地域志向科目の開講等、学部の教育目的に沿った内容の科目を開講し、学生が地域文化や地域課題に対する理解を深めることができるよう授業内容も工夫している。【人文社会科学部】

## 選択評価事項A 研究活動の状況

趣旨A-1 大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

趣旨A-2 大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

### 【自己点検・評価結果】

目的の達成状況が良好である

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 被ばく医療総合研究所計測技術・物理線量評価部門では、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業・中小企業庁）において県内2企業・東京1企業と共同で、原子力関係や災害時の救助・警備等を行う従事者や近隣住民の被ばく線量評価のため、可搬性の高い放射線測定機器による放射線量率及び放射能濃度のリアルタイム可視化システムの開発を進めている。【被ばく医療総合研究所】
- 国立研究開発法人科学技術振興機構との受託研究である「細胞農業技術をめぐる社会・技術システム構築の実践的研究」のように、文理融合型の大型の研究プロジェクト、かつ、新しい技術の社会実装にも貢献し得る優れた研究の取組が行われている。【人文社会科学部】

## 選択評価事項B 地域貢献活動の状況

趣旨B-1 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

### 【自己点検・評価結果】

目的の達成状況が良好である

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 第3期中期計画に掲げている数値目標「包括連携協定数」を目標値1.5倍を大きく上回る約2倍の32件としたこと、自治体との連携調査研究事業は事業をスタートした平成28年度の4件から令和3年度は3倍以上の13件に増加したこと、連携推進員制度について各機関からの受入数が増加傾向となっていること、青森県における科学的根拠に基づくがん検診推進事業では県要綱の策定に繋げたことなど、成果を上げている。【地域創生本部】
- 「令和2年度地域活性化施策の内部質保証に関する自己点検・評価書(令和3年12月地域創生本部)」において、「大学全体の地域連携・地域貢献に関する活動の情報収集及び情報発信」を改善すべき点として評価したところである。この改善策として、令和4年2月に地域創生本部のツイッターを開設、令和4年度中に地域創生本部のホームページ改修及び活動状況をまとめた年報を発行することを決定した。【地域創生本部】

### 【改善を要する点・改善事項の経過(予定) など】

- 令和3年度の自己点検・評価においては、大学で実施する公開講座に関する情報発信が不十分であると評価した。これについては、学外者が大学HPで実施状況の一覧等を確認できるようにするため、改善を進めている。(令和4年度中に学内の作業フローを構築し、令和5年度当初から対応する予定)  
【地域創生本部】

## 選択評価事項C 教育の国際化の状況

趣旨C-1 大学の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

### 【自己点検・評価結果】

目的の達成状況が良好である

### 【成果・優れた取組・改善した事項】

- 国内学生の海外派遣の枠組みにおいて、オンライン留学の経済支援について、令和2年度の試行を基に支援割合を8割と決定して実施し、継続して学生を支援した。また、日本文化体験事業について、コース設定の変更、全留学生及び日本人学生に対象を拡大して実施し、全留学生の交流と日本人学生の国際性の涵養に繋げた。【国際連携本部】

## ○「大学評価基準」等

## 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること

基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること

分析項目1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること

分析項目1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること

分析項目1-3-1 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること

分析項目1-3-2 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること

分析項目1-3-3 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること

## 領域2 内部質保証に関する基準

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目2-1-1 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること

分析項目2-1-2 それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること

分析項目2-1-3 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること

分析項目2-2-1 それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること  
 (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること  
 (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること  
 (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること

分析項目2-2-2 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること

分析項目2-2-3 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること

分析項目 2-2-4	機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること
分析項目 2-2-5	機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること
分析項目 2-2-6	機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること
分析項目 2-2-7	機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること

基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること	
分析項目 2-3-1	自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること
分析項目 2-3-2	機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）
分析項目 2-3-3	機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）
分析項目 2-3-4	質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）

基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること	
分析項目 2-4-1	学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること	
分析項目 2-5-1	教員の採用及び昇格等にあって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること
分析項目 2-5-2	教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること
分析項目 2-5-3	評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること
分析項目 2-5-4	授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること
分析項目 2-5-5	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること
分析項目 2-5-6	教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

### 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること

分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

分析項目3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者との連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

分析項目3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること

分析項目3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること

分析項目3-5-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること

分析項目3-5-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること

分析項目3-5-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること

基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること

### 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること

分析項目4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること

分析項目 4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること

分析項目 4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境を整備し、それが有効に活用されていること

分析項目 4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること

分析項目 4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること

基準 4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること

分析項目 4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること

分析項目 4-2-2 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること

分析項目 4-2-3 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

分析項目 4-2-4 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること

分析項目 4-2-5 学生に対する経済面での援助を行っていること

## 領域 5 学生の受入に関する基準

基準 5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目 5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること

基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目 5-2-1 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること

分析項目 5-2-2 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

基準 5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目 5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと

## 領域 6 教育課程と学習成果に関する基準

基準 6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること

分析項目 6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること

基準 6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること

分析項目 6-2-1 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方

針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること
分析項目 6-2-2 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること
分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること
分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること
分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること
分析項目 6-3-4 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること
分析項目 6-3-5 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること

基準 6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること
分析項目 6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として 35 週にわたるものとなっていること
分析項目 6-4-2 各科目の授業期間が 10 週又は 15 週にわたるものとなっていること。なお、10 週又は 15 週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10 週又は 15 週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること
分析項目 6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること
分析項目 6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること
分析項目 6-4-5 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること
分析項目 6-4-6 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第 14 条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること
分析項目 6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること【本学非該当】
分析項目 6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること
分析項目 6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること
分析項目 6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること【本学非該当】
分析項目 6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること【本学非該当】

基準 6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること
分析項目 6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること

分析項目 6-5-2	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること
分析項目 6-5-3	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること
分析項目 6-5-4	障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること

基準 6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること	
分析項目 6-6-1	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること
分析項目 6-6-2	成績評価基準を学生に周知していること
分析項目 6-6-3	成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること
分析項目 6-6-4	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定が実施されていること	
分析項目 6-7-1	大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること
分析項目 6-7-2	大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること
分析項目 6-7-3	策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること
分析項目 6-7-4	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること
分析項目 6-7-5	専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること【本学非該当】

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること	
分析項目 6-8-1	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること
分析項目 6-8-2	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること
分析項目 6-8-3	卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
分析項目 6-8-4	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること
分析項目 6-8-5	就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること

## ○「選択評価事項」等

### 選択評価事項A 研究活動の状況

趣旨A-1 大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

基本的な観点A-1-① 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

基本的な観点A-1-② 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

基本的な観点A-1-③ 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するための取組が行われているか。

趣旨A-2 大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

基本的な観点A-2-① 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。

基本的な観点A-2-② 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

基本的な観点A-2-③ 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から判断して、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

### 選択評価事項B 地域貢献活動の状況

趣旨B-1 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

基本的な観点B-1-① 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

基本的な観点B-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

基本的な観点B-1-③ 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

基本的な観点B-1-④ 改善のための取組が行われているか。

### 選択評価事項C 教育の国際化の状況

趣旨C-1 大学の目的に照らして、教育の国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

基本的な観点C-1-① 大学の教育の国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

基本的な観点C-1-② 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

基本的な観点C-1-③ 活動の実績及び学生の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

基本的な観点C-1-④ 改善のための取組が行われているか。